の心に農業委員会だより



第112号

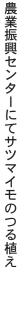
令和 4 年(2022年) 8 月発行

編集·発行 姫路市農業委員会

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 TEL.079-221-2822 FAX.079-221-2809

ホームページ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002578.html 🗉







【目次】

2頁

(3ページに関連記事あり)

- ●「農地等利用最適化推進 施策に関する意見書」提出
- ●農家の皆さんへのお願い
- ●農業者年金に加入しませんか
- ●農業者年金制度が一部 改正されました

3頁

- ●表紙関連記事 姫路市立山田こども園 姫路市立神南中学校 「サツマイモのつるを植え ました」
- ●令和 3 年農地転用等申請 (届出)集計

- ●主な農地転用等申請(届出)
- ●農地の転用には許可申請・ 届出が必要です
- ●相続税等納税猶予を受けて おられる方へ
- ●農地を相続したら届出が必要です

4頁

- ●認定農業者 為金 和徳さん
- ●姫路のめっちゃうま動画
- ●農事相談室





3 新規参入の促進について

後の対応

①集落営農組織の法人化

)増員

(1)

0)

地 マ利用最適化推進施策に関する意見書

長に提出しました。 - 度における農地等利用最適化推進施策に関する意見書」 13 日 農業委員会法の規定に基づき、 岸本会長より を清 「令和5 元市

ために提出したものです。 適化の推進の施策について、 この意見書は、 農業者の代表として、 地元農業者の 姫路市における農地利用最 意向を市政 に反映させる

意見書の主な内容は次のとおりです。

令和5年度における農業施策等に関する意見書 (抜粋)

・遊休農地の発生防止・解消につい 7

①遊休・荒廃した復元不可能 業委員会による非農地判断)の 1域からの除外等の弾力的な運 記な農 用 農用 地 農 地

担 ②鳥獣害対策事業の対策及び支援継続 |い手への農地利用の集積・集約化について

2

②中山間地等耕作不利田畑の集約及び ワーの拡充 集

人・農地プランの作成に向けてのマン



左から大塚会長職務代理者、清元市長、 岸本会長、青田会長職務代理者

意見交換会のようす

③ランプ類や低速車マー シートベルトの着用 を · ク 等

野焼きに注意を

等はやめましょう。 されているため、 等の一部の例外を除き、原則禁止及び清掃に関する法律により農業 野外での焼却は、 不適 廃棄物の処理 正 な野 7焼き

中止してください。また、場合でも、苦情等があれば すのか」を事前に市内の各消防署 ます。「いつ、どこで、 じめ消防署への届出が必要となり 例外とされる行為に該 苦情等があれば焼却を 何を燃や あらか 必当 する

農家の皆さんへのお願 LI

農地の適正管理を

努めましょう。 有効活用、 れもあります。 でなく、不法投棄や火災を招く恐 発生が周辺に迷惑を与えるばかり 耕作放棄地は、 草刈り 農地の所有者は など適正管理に 雑草 P 害 虫 0

機具による事故の防止を

落事故が増えています。 ミスにより、 スにより、農作業中の転倒・転トラクター等の整備不足や人的

が故防止対策3つのポイントー

①確実な運転操作とブレーキ連 結の確認を

②安全キャブ・フレー ム装着と

取り付けを 0

度 か 部

*円 認定農業者に該当し 未満の方の保険料は、 から設定できます。 ない 月額 35 1 万 歳

年金の受給開始時期の 広がります。 令和4年1月1日~

選

択

肢

が

*

まで加入できます。 (令和4年4月1日~) |民年金の任意加入は、 65 歳

令和4年5月1日~

*

農機具についた土の後始末を

うにお願いします。 機具の土を除いてから移動するよ 事故の原因にもなり危険です。 土を落として移動するとスリッ 耕起作業の 際、 道路に水田 農 プ 0

晨業者年金に加入しませんか

(加入要件)

②国民年金の要件

1

③農業上の要件 …国民年金第1 号被保険者

年間60日以上農業に従事

ていない農業者、 誰でも加入できます。農地を持 などの農業従事者も加入できます。 右記 の3つの要件を満たす人 配偶者、 後継者

聞こえ

まし

中声

生か

は、

業

は

ない

0 . ら

で、

です」

家の

手

伝

11 楽しい

で農業

でたや

るけ

自 は

分 L かつ、

た

「手がド と元気

 \Box

ド楽

にな

つ



-職員の指導を熱心に聞いている園児

0

日植えたサツマ

にも

訪

れる予

定で、

たな

いかな

。あ」

子どもたちは、

10

月

0

早収

モの品種は「なると金時」

どの

感想をい

ただきまし

こと

がなかか

たの

貴

験が

種 こと

P

つ あ

つられ

栽

培

を

し

な

体

でき

ま

たし で

イたな重た

予口あ2 船る年の6 つ園 津 子どもたちは、 を 恒 4 月 とに ウ 上興 0 たの 例 こども園 植 一旬、 交流 セン 5 た 1 0 0 え 実施 です サ歳 ル ま 児 ス 夕 1 山 L ベン 24 田 0 7 日 が た。 れ 玄関 感 を 1 名 に わ染 ま 1 新 モ に行 が でも 型 例 ŧ け 拡 0 ホ 11 た。 大 コ い年 て つ毎園 て

えまし

思

を込め

て丁寧に植

子どもたち

からい

は、

振北 東 部 に あ たつるを る 姬 お路 市

> ルで トライやる」 セン て . 夕 移 で同 職 動 セン か 学 説 0 タ 明

紙関

过速記事

員

ら 夕 1 来 1 11 生 いモ な職 0 いが育ちますように」はがら、「大きなサツ 員 2 11 名たの神 も 手ほか、南中 つ てセ 校 H

令和3年農地転用等申請(届出)集計 (令和3年1月1日~令和3年12月31日)

		件 数	面積(ha)
3 条	所有権	136	15.15
条	耕作権	45	9.41
4 条	届出	149	5.91
	申請	13	0.91
5 条	届出	400	27.89
	申請	68	6.31

主な農地転用等申請(届出)

★農地法第3条申請とは・・・ 農地を耕作目的で所有権を移転し、又は 賃借権等を設定する場合の申請

- ★農地法第4条申請(届出)とは・・・ 所有者自らが転用する場合の申請 (届出)
- ★農地法第5条申請(届出)とは・・・ 転用に際し所有権の移転又は賃借権等の 設定を伴う場合で、新たに権利を取得する 者が転用する場合の申請(届出)
- ★農地法第4条、第5条における「申請」と 「届出」の違い

市街化区域以外農地の転用の場合は、「申 請」による県知事許可であり、市街化区域 内農地の転用の場合は「届出」による農業 委員会受理

農地の転用には許可申請・届出が必要です

農地を住宅や駐車場など農地以外の用途に 使用(転用)する場合は、農地法の許可(届出)が 必要です。許可を受けずに耕作以外の用途に 使用している場合は、違反転用になります。

相続税等納税猶予を受けておられる方へ

相続税等納税猶予を受けた農地が営農され ていない場合は、納税猶予が打ち切られ、猶 予されていた税とともにその期間の利子税も 合わせて納付しなければならなくなります。

雑草が繁茂している場合はもちろん、農作物の 栽培形跡が見られない場合も営農しているとは みなされませんので、十分にご注意ください。

農地を相続したら届出が必要です

相続等で農地の権利を取得した場合は、法 務局での所有権移転完了後、農地の所在する 市町村の農業委員会に届出が必要です。

今後、所有者不明土地問題の解消に向け、 令和6年4月1日からは、相続登記が義務化 されます。令和6年4月1日以前に発生した 相続についても施行日から3年以内の登記の 申請が義務付けられます。また、相続の手続 きを行っていない土地についても義務化の対 象となりますので、所有農地に該当の土地が ありましたら相続手続きを行ってください。

かり、

種付

け



為金さんとラップサイロ

自授牛頭き れています。 で飼育されており で見音されており 5 月

下

旬、

場

ら

さ農両唯い前 さ 親 る町姫 在は、 まし れがの為 芦 路 営まれる中、 酪農家です。 田市 で 性営ノウ に親から 場部 市

 \mathcal{O} 継現れ 育 ぎ、 育成牛をフリーストーぎ、77 頭の経産牛と を経営され 20 歳で就 で就 経営を ウを習得 牛と する夢 内で け人しとをもエル61引 7

的乳の質

たイタリ

ん口幾

1 つ

-グラリにいた フリにいた

刈目白っ

ルも、パ積牧

クれに

がた何

金さんは、

牛のスト

ロボットを導入すたわっておられる飼育環境や牧草

つ産

7 す 快挙となっ

7

VV

ッま

で

た。

なくすため、飼育環境やなどにもこだわっておらるなど良質な生乳を生産ため、常に向上心をもっため、常に向上心をもっため、常に向上心をもっため、常に向上心をもっため、常に向上心をもっため、常和まれています。 達 ておられました。 を大きくしたい も 待しな 就農された. た息 さら 枝

で受賞 ドイ 0 ク 初のれ 最優 優 テ 1 を 3 ル 年 クア 近 連 畿 ます。 域続 ワ

ひめじ動画チャンネル (YouTube) で配信中!「旬な食材」を「旬の時期」に紹介します。

4月は「太市のタケノコ」を配信しました。8月には「網干メロン」、 9月には「いちじく」、11月には「れんこん」を予定しています。 ぜひ、ご視聴ください。

【問い合わせ】 農政総務課 農政・地産地消担当 2079-221-2496



定

業

者

和ず

徳の

さん

(45)

月日	曜日
9月7日	水
10月5日	水
11月2日	水
12月7日	水
1月5日	木
2月1日	水
3月1日	水

相 談 事

農地の売買・貸借、相続税等納税猶予など、お気軽 にご相談ください。

なお、事務手続きなどのご相談は、随時受け付けて います。

【日時】原則、第1水曜日 午前10時~12時 【場所】農業委員会室(姫路市役所 本館 9 階)

【問い合わせ】農業委員会事務局 ☎(079)221-2823

編 委委委委職 会 務代 集 委 員 長 員員員員理 橋田青岸本靡田本 宏裕静仁誠英章光枝志 夫